

「第11次広島県交通安全計画」について

1 要旨・目的

「第11次広島県交通安全計画」について、生活福祉保健委員会及び県民意見募集（パブリックコメント）における意見を踏まえ、「広島県交通安全対策会議」において審議を行い、別紙のとおり計画を策定した。

2 現状・背景

本計画は、交通安全対策基本法で策定が義務付けられた県計画で、国の交通安全基本計画に基づき、県域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱を定めるものである。

令和2年度で第10次計画が終了したことから、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした第11次計画を策定した。

3 意見聴取状況

(1) 生活福祉保健委員会〔令和3年4月19日〕における意見及び対応

【意見件数】2件（1人）

No.	意見の内容	対応・考え方	該当頁
1	「(2) 運転免許業務の簡素化等の推進」(p53)に、障害者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図ると記載されている。 障害のある方が免許を取得するに当たって、教習所に係る情報が不足している。第11次交通安全計画において、情報発信を明記してもらいたい。	ご意見を踏まえ、「(7) 障害者に対する交通安全教育の推進」(p41)において、「運転免許の取得に当たっては、各教習所において対応できる障害の内容などの情報を集約した上で、ホームページで情報発信を行う。」を追記します。	p41, 53
2	踏切事故の防止について、警報機や遮断機のない踏切における事故が依然として発生している中で、第11次交通安全計画では統廃合を促進する旨記載がある(p89)。 しかし、生活道として利用されている踏切では、廃止が困難なところもある。 このような踏切では、赤いペイントをつけたり、踏切ゲートを押して入れるようなものを設置し、事故防止を図れる措置を講じるなど、統廃合の促進だけでなく対応も検討してもらいたい。	警報機や遮断機のない踏切については、統廃合を促進するとともに、p88に記載のとおり、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備をすることとしております。 また、このような措置を講じるまでの間については、注意看板の設置、踏切停止線の塗布等の実施を指導します。	p88, 89

(2) 県民意見募集（パブリックコメント）〔令和3年4月20日～5月19日〕における意見及び対応

【意見件数】 7件（2人）

【提出方法】 電子メール2人

No.	意見の内容	対応・考え方	該当頁
1	<p>紙屋町・八丁堀等の繁華な場所の歩道では、歩行者の安全を確保するため、自転車は手押しとする必要があると思います。現在のところ、通行者の多い歩道上の自転車は街中での最大の脅威ではないかと感じています。</p>	<p>紙屋町から八丁堀にある通称「広島本通商店街」には、歩行者用道路規制（時間帯により自転車の通行禁止）を実施し、規制時間帯に当該場所を乗車する自転車に対しては、自転車から降車して通行するよう街頭指導を実施しています。</p> <p>「(3) 自転車の安全利用の推進」(p44)の自転車交通ルール等の周知徹底等を推進します。</p>	p44
2	<p>中区内の河川に沿った道路(特に平和大橋西詰～万代橋西詰)では、平日の昼間は南行き方向に駐車する車が多く、南方向に通行する車は反対車線を逆走するような状況になるため、個別事象で恐縮ですが、大変危険なので善処していただけないでしょうか。</p>	<p>ご意見の場所については、駐車取締の重点地域に指定しており、警察官や駐車監視員による交通指導取締を実施しています。</p> <p>「13 総合的な駐車対策の推進」(p31)及び「1 交通の指導取締の強化等」(p65)を推進します。</p>	p31, 65
3	<p>無事故・無違反の優良ドライバーであるゴールド免許を取得している人の免許更新は、交通利便性の高い紙屋町・八丁堀や広島駅周辺等の都心部に設置していただきたい。</p> <p>とりわけ高齢者には、大いに歓迎される取り組みになるのではないかと思います。</p>	<p>ご意見は、今後の業務運営の参考にさせていただきます。</p>	—
4	<p>朝・夕のラッシュ時の事故多発地帯・通学路での警察官の見守り、注意喚起を強化してください。</p>	<p>主要交差点や通学路、事故多発地点等における交通監視活動や交通指導取締を実施しています。</p> <p>「1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」(p15～)の各項目を推進します。</p>	p15

No.	意見の内容	対応・考え方	該当頁
5	横断歩道や歩道の再整備(白線の書き直し)(歩道の確保・通学路の確保)をしてください。	「4 交通安全施設等の整備事業の推進」(p22)の各項目を推進します。 「(2) 通学路等における交通安全の確保」(p16)に記載のとおり、通学路等における交通安全の確保に向け、各市町が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、定期的に合同点検を実施し、その結果を踏まえ、必要な対策として歩道の整備や区画線を含めた安全施設の整備を推進します。	p16, 22
6	高齢者・運転技術低下者への教習と免許返納を催促してください。	「(5) 高齢運転者対策の充実」ウ 改正道路交通法の円滑な施行及びオ 運転免許証を返納しやすい環境の整備」(p51)を推進します。	p51
7	免許返納に対しての公共交通機関を確保してください。	運転免許証を自主返納した後も、通院や買い物など日常生活を送る上で必要な移動ができるよう、コミュニティバスやデマンドタクシーなどを運行する市町を支援し、生活交通の確保を図ります。	p24

4 その他（関連情報等）

- ・ 3月 国の第11次中央交通安全基本計画決定
広島県交通安全対策会議幹事会において計画（素案）決定
 - ・ 4月 生活福祉保健委員会における素案の説明
 - ・ 4月20～5月19日 パブリックコメントの実施
 - ・ 6月 広島県交通安全対策会議幹事会において計画（案）決定
広島県交通安全対策会議において計画決定
- ※ 本計画にて設定した目標値（交通事故死者数，交通事故重傷者数）については、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョンアクションプラン」のKPIに反映する。